

✚ 貨物概要

えび、かにの殻を脱カルシウムのため酸処理をした後、除たんぱくのためのアルカリ処理をして精製されたキチンを、更に脱アセチル化のためアルカリ処理を行って得たキトサン。

成形されておらず、不規則な形の塊のもの。

✚ 分類

関税率表第 3913.90 号（統計番号 3913.90-000）の変性させた天然の重合体

✚ 分類理由

生物資源由来の天然の重合体であるキチンから得られるキトサンは、その製造方法から、変性させた天然の重合体であると認められます。また第 39 類注 6 の規定により、一次製品に該当することから、上記のとおり分類されます。

なお、甲殻類の殻を酸処理及びアルカリ処理をしたものですので、第 05.08 項の加工していない殻には分類されません。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）